

新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築について【全体概要】

基本的な考え方

- 今回のワクチンの接種は、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとなっている。
- なかでも、新型コロナ感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、国が主導的役割を担う必要がある。
- また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、関係者の負担軽減を実現する観点も重要となる。

主な観点

1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
 - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
 - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
 - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
 - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
 - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
 - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
 - 住所地外接種は、国保連で請求・支払事務を実施

3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
 - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
 - 75°C用を3,000台、-20°C用を7,500台確保
 - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
 - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
 - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
 - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
 - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

5. 接種順位について

〔新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会〕

7. 副反応に関する対応

〔副反応検討部会〕

6. 接種実施の判断

〔予防接種・ワクチン分科会〕

8. 健康被害救済

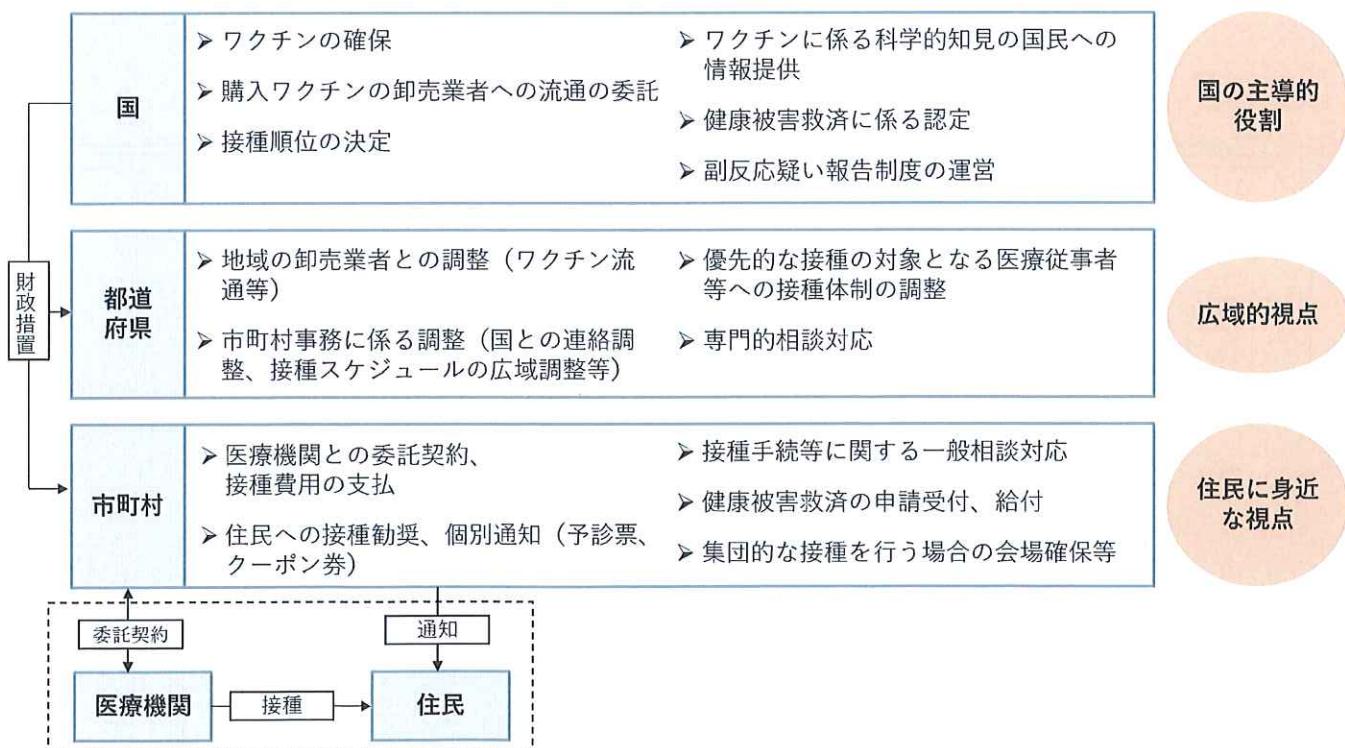
※法改正により措置済み

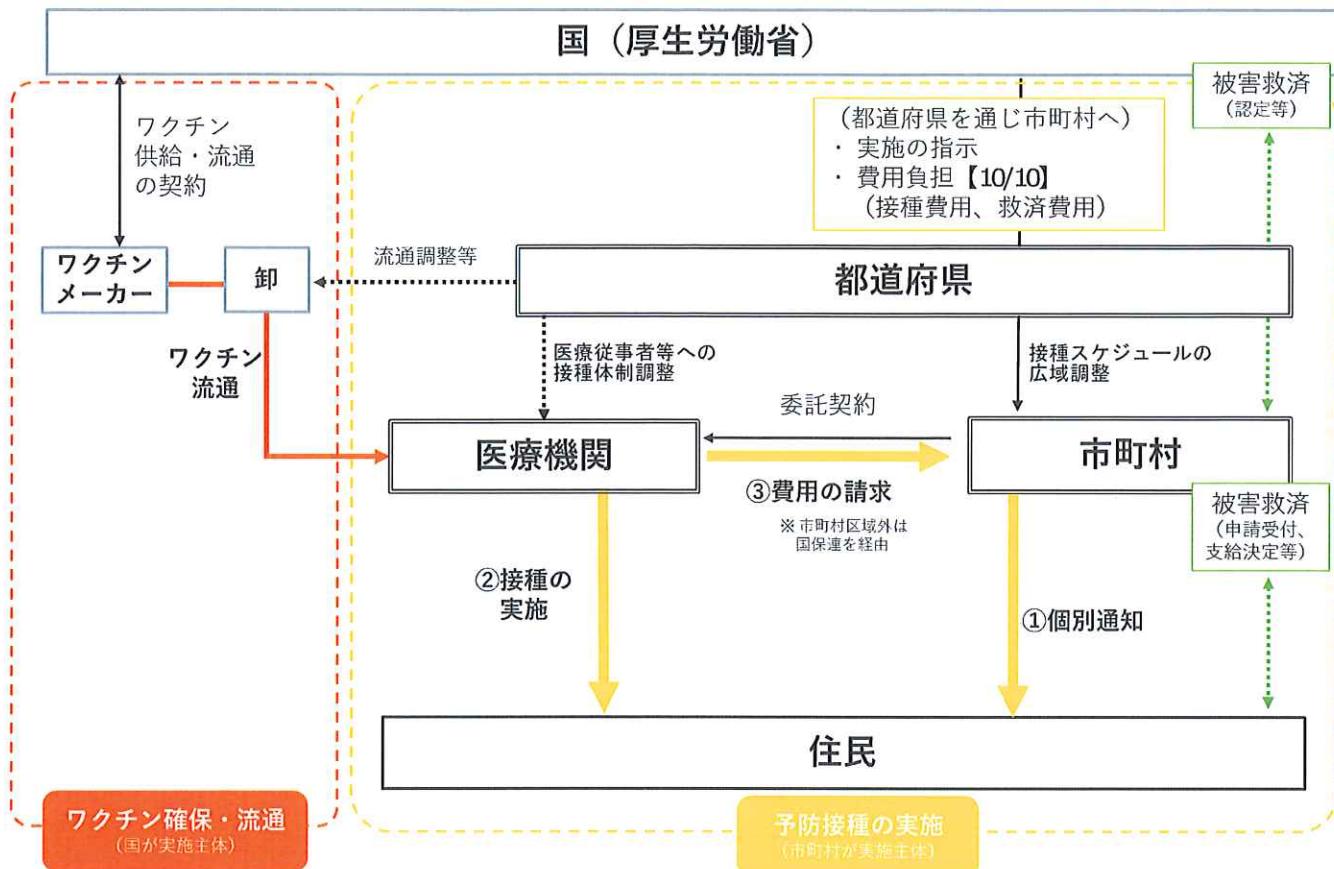
新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制について

第10回新型コロナウイルス
感染症対策分科会資料（改）

○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

(注) 下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。





接種順位の考え方（案）

第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会

資料
4-1

2020(令和2)年12月11日

1 接種順位の大まかなイメージ

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにする。

その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種をできるようにする。

想定される接種順位のイメージ

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

3月上旬～ 医療従事者等への接種

高齢者へのクーポン配布

3月下旬～ 高齢者への接種

それ以外の者へのクーポン配布

基礎疾患有する者（高齢者以外）への接種

高齢者施設等の従事者への接種

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種

山形県新型コロナワクチン接種総合本部(案)

別 紙

